

G8 施工協議

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 26 年 4 月

ページ	改定内容
G8-12	測定数 10 点未満の場合に作成不要とするのは、「管理表および管理図」ではなく「管理図」とするよう訂正。(長野県土木工事施工管理基準と整合。)

施工協議

土木工事共通仕様書第1編1-1-6に定める工事の施工計画書はじめ、監督員と請負者が協議のうえ定めること及び約款第18条等発注者と請負者で協議を要する事項については、すべて書面によることを原則とする。

1 施工協議について

(1) 条件変更等

約款・第18条 請負者→発注者

- ① 設計図書と工事現場の状態とが一致しない場合（1 地表面の状態 たとえば、掘削する地山の高さ等）
- ② 設計図書に誤りがあると思われる場合や表示すべきことが表示されていない場合
- ③ 設計図書の表示が明確でない場合（図面と仕様書が交互符号しないこと、および設計図書に誤謬、脱漏があることも含む。）（1 設計図書に、表示すべきことについて表示されていない場合 2 表示されていても、抽象的な表示で実際の施工にあたって判断できない場合）
- ④ 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的（1 地質・土質 2 湧水等の状態 3 地下水位等）または人為的（1 地下埋設物 2 地下工作物 3 土捨（取）場 4 通行道路の指定 等）な施工条件が実際と相違する場合
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。（1 軟弱な地盤が存在する第一基礎地盤として問題がある場合 2 酸欠空気または有毒ガスが噴出した場合 3 予想し得なかった騒音振動等公害規制や、災害が発生した場合等）

(2) 工事の変更、中止等

約款・第19条、第20条 発注者→請負者

発注者の自発的意志により、工事内容の変更または工事の施工の中止およびその場合の工期または請負代金の変更などについて規定しており、また発注者が用地の確保ができないとき等一定の場合には、工事の中止権を発動すべき義務を規定したものである。

(3) 条件変更に係るものは、全て書面をもって処理する。

(4) 協議条件に対する発注者および請負者の了解印（押印）は、必ず行う。

[参考資料]

経 緯 表

	当 初	第 1 回	第 2 回	第 3 回
契 約				
工 期				
請 負 額				
前 払 金		出 来 形 部 金 払	第 1 回	第 2 回
			月 日 % 千円	月 日 % 千円
しゅん工年月日	年 月 日	しゅん工届受理年月日	年 月 日	
しゅん工検査年月日	年 月 日	しゅん工検査員	年 月 日	
項 目	提 出 月 日	承認年月日	要 点	
施 工 計 画 書	県 業者 年 月 日	県 業者 年 月 日		
施 工 協 議 書 (測量結果) (1)	県 業者 年 月 日	県 業者 年 月 日		
— " — (2)	県 業者 年 月 日	県 業者 年 月 日		
— " — (3)	県 業者 年 月 日	県 業者 年 月 日		
— " — (4)	県 業者 年 月 日	県 業者 年 月 日		
— " — (5)	県 業者 年 月 日	県 業者 年 月 日		
— " — (6)	県 業者 年 月 日	県 業者 年 月 日		

工事 打合せ簿
(協議書)

所長		総括監督員		主任監督員		監督員	
----	--	-------	--	-------	--	-----	--

事業名				工事箇所名			
請負金額	千円	平成 年 月 日		変更工期	平成 年 月 日		
	工期	平成 年 月 日			平成 年 月 日		
打合せ関係 (協議関係) 甲 ◀ 乙	打合年月日	平成 年 月 日					
	立会者	甲	乙	代理人	印		
指示事項 甲→乙							
協議及び 打合せ事項	1 当初契約 2 設計図書 3 測量 4 準備工 5 用地補償 6 本工事 7 付帯工事及び補償工事 8 安全管理 9 仮設工 10 検査 11 品質管理 12 写真 13 データ資料 14 出来高 15 完成時 16 その他						
打合せ事項 (協議事項)				処理事項			
上記について				上記について			
指示 協議 提出 提示 報告 通知				了解 受理 指示 承諾 協議 提出 提示			
その他()				報告 通知			
します。				その他()			
				します。			

(参考) 平成 17 年 12 月 6 日付け 技術管理室長から土木部現地機関の長あて 事務連絡

建設工事の打合せにおける用語の定義及びその取り扱いについて

建設工事の打合せにおける用語の使用については、土木工事共通仕様書総則を適用しているところですが、施工計画書について「協議」事項とするなど、的確でない用語の使用により、請負者との間に問題が発生しているケースが見受けられます。

つきましては、工事打合せ時の使用用語は、土木工事共通仕様書総則によることを徹底して下さい。

また、現在、打合せ時に使用している文書書式で「協議書」と表示があるものは、混乱を招くおそれがあるため、別添「工事打合せ簿」を参照し使用するようお願いします。

記

1 用語の定義

別表—1 参照

2 留意事項

(1) 施工計画書

①建設工事請負契約約款第 1 条第 3 項により、請負者が任意に定めた事項を発注者に事前に説明するために、土木工事共通仕様書 1-1-6 に明記された内容を記載し提出させ、受理するもの。

②設計図書等で指定した事項との関係が不明確・不適合の場合は指示により再提出または変更させること。

(2) 材料承認

特記仕様書（条件明示書等含む）で工事使用材料の承認を受けることを明記したものは、使用材料について承諾とする。

(3) 打合せ文書一般

請負者からの的確でない用語の使用された文書により打合せがあった場合は、的確な用語に訂正させ受理すること。

(3) 工事打合せ簿

別添参照

別表—1

用語の定義

土木工事共通仕様書

	用語の定義	監督行為としての内容
13 指示	監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。	発注者の決定事項を、請負者に対し実施させる行為。
14 承諾	契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意すること。	設計図書に規定された事項について、大きな契約内容の変更を伴わない（契約金額、契約工期等）ことを、発注者若しくは請負者が了解する行為。（承諾してもお金は伴わない→お金を伴わない事項が承諾事項）
15 協議	書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ること。	設計図書に規定された事項について、契約内容の変更内容を甲乙で合議する行為。（契約内容の変更→契約図書に無い事項を新たに追加する場合も含む）
16 提出	監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。	工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
17 提示	監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明すること。	工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明すること。
18 報告	請負者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせること。	
19 通知	監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し工事の施工に関する事項について書面をもって知らせること。	工事の施工に関する事項について書面をもって知らせること。
(了解)	事情を理解すること。	(一般用語)
(受理)	書類を受け付けること。	(一般用語)

2 監督日誌

- ① 現場での指示、承諾、通知、受理、確認事項等は、全て監督日誌に記入して処理する。（しゅん工時に工事記録簿に添付すること。）

3 工事記録等

工事現場には、常時工事記録簿を備えつけ、所定の事項を毎日記録し、監督員から要求のあったときは、直ちに提示しなければならない。

- ① 摘要欄には、来現者名、指示事項等は、必ず記入しておく。（監督日誌を添付）
- ② 新規入場者教育、安全教育、安全パトロール等安全管理の実施状況を記入する。

(様式例示)

監 督 日 誌

検 印	総括監督員	主任監督員	監 督 員		
年 月 日 (曜日) 天候					
工 事 名					
工事か所					
請負者に対する監督、指示、検査等					
請負者からの要求、通知等					
上司からの命令、指示等					

注 2部複写とし、1部は請負者に交付する。なお、請負者がしゅん工届を提出するとき工事記録に添付すること。

(備考) この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

(様式例示)

検 査 指 示 書

工事名	年度	工 事	指 示 事 項						
箇所名			町 字 村						
請負者名		請負額		千円					
検査年月日		年 月 日							
立合者	請負者	発注者							
検査職員									
検 査 事 項									
延長	巾員		のり長		上記事項完了予定月日				月 日
注水 コアー	抜石		確認者印 及び月日	印	/	総括監督員	主任監督員	監督員	

(様式例示)		工事名		工 事 記 録										自		年		月		日	
														至	至	年	年	月	月	日	日
日	天気	気温	就労人員					作業内容	資 材					備	考						
			使用数量	使用数量	使用数量	使用数量	使用数量		使用数量	使用数量	使用数量	使用数量									
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					

4 検査記録表

工事施工の段階においては、監督員の検査（段階確認）を受けなければならない。

段階確認を受けるときは、検査記録表（設計値と検測値との誤差を対比させたもの）を提出しなければならない。

(1) 検査記録表は別紙様式によるものとする。この様式では表示方法が不可能な場合は、創意工夫して、この様式に準じて表示し易い様式で作成する。

(2) 段階確認は次に示す施工の各段階において実施するものとする。

- ① 床掘完了時
- ② 基礎工施工時
- ③ 型枠組立完了時
- ④ 鉄筋組立完了時
- ⑤ 主要な工事施工段階の区切り目
- ⑥ 特に指定された部分の施工時
- ⑦ 「段階確認一覧表」(G8-9 参照)

(3) 段階確認の範囲

段階確認を必要とする範囲は次ページ一覧表のとおりとする。

特に工事完成後明視できなくなる部分の材料、位置、高さ、形状、寸法、及び改良工事等の仕上り高などについて行うものとする。

(4) 段階確認にあたっての留意事項

- ① 請負者は、段階確認を受けようとする事項について、あらかじめ自ら検査を行ない、その結果を、検査記録表に記録し、これを監督員に提出して検査を受けるものとする。
- ② 検査を要求された監督員は直ちにその内容を検討し現場検査を行ない、その適否を判断しなければならない。また、指示、注意事項等のある場合は判定欄に記録する。
- ③ 監督員の行う検査手順
 - イ 設計寸法を照合する。
 - ロ 施工者が検測に使用したテープを検査する。
 - ハ 現地で検測寸法を検査する。(全部又は抽出)
 - ニ 誤差を算出する。
 - ホ 誤差について構造物を勘案し、その適否を判定する。手直しを要するものについては監督日誌等書面により指示する。
- ④ 段階確認を机上で実施することができる。この場合は請負者が立合い、確認部分の検査記録表、関係する施工管理資料及び写真を提示しなければならない。

段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
河川・砂防土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（掘削工）		
道路土工（路床盛土工）		ブルーフローリング実施等
舗装工（下層路盤）		
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時
		施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	
	高圧噴射攪拌	施工時
	セメントミルク攪拌	施工完了時
	生石灰パイル	
	薬液注入	施工時
矢板国 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	打込完了時（打込杭）
	H杭	掘削完了時（中掘工）
		施工完了時（中掘工）
		杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時
	オールケーシング杭	鉄筋組立て完了時
	アースドリル杭	施工完了時
	大口徑杭	杭頭処理完了時
深礎工		土（岩）質の変化した時
		掘削完了時
		鉄筋組立て完了時
		施工完了時
		グラウト注入時
オープンケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時
ニューマチックケーソン基礎工		本体設置前 （オープンケーソン）
		掘削完了時 （ニューマチックケーソン）
		土（岩）質の変化した時
		鉄筋組立て完了時
鋼管井筒基礎工		打込時
		打込完了時
		杭頭処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防ダム		法線設置完了時
護岸工	法覆工（覆土工がある場合）	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工		沓座の位置決定時
RC躯体工		
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンションT（I）桁製作工		プレストレスト導入完了時
プレビーム桁製作工		横締め作業完了時
プレキャストブロック桁組立工		プレストレスト導入完了時
PCホロースラブ製作工		縦締め作業完了時
PC版桁製作工		PC鋼線・鉄筋組立完了時
PC箱桁製作工		（工場製作除く）
PC片持箱桁製作工		
PC押し箱桁製作工		
床版・横組工		
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時（支保工変化毎）
トンネル覆工		施工時（構造の変化時）
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時
ダム工	各工事ごと別途定める	

(様式3号)

検査記録表(記載例)

工事名		平成〇年度国補道路改良工事						所長		総括監督員		主任監督員		監督員	
工事箇所		国道〇号〇郡〇町〇工区													
工種		ブロック積 コンクリート基礎工													
種別		コンクリート出来形						主任技術者		長野太郎?					
検 測 位 置 図											管理基準				
											項目	-mm	+mm		
											基準高	30	30		
											幅 W	30			
											高さh	30			
											延長	200			
測点	設計	検測	誤差	日付	判定	測点	設計	検測	誤差	日付	判定				
基準高				/		高さh				/					
No.5+10	356.920	356.931	+11	1/20	1/21	No.5+10	300	297	-3	1/20	1/21				
No.7	357.520	357.525	+5	1/20	○	No.7	300	305	+5	1/20	○				
No.9	358.320	358.314	-6	2/1	2/3	No.9	300	313	+13	2/1	2/3				
No.10+6.5	358.850	358.866	+16	2/1	○	No.10+6.5	300	299	1	2/1	○				
				/						/					
				/						/					
幅 W				/		延長 (m)				/					
No.5+10	520	531	+11	1/20	1/21	No.5+10				/					
No.7	520	525	+5	1/20	○	No.10+6.5	96.500	96.590	+90	2/1	2/3 ○				
No.9	520	537	+17	2/1	2/3					/					
No.10+6.5	520	530	+10	2/1	○					/					
				/						/					
				/						/					
				/						/					

※ 判定欄は監督員の確認月日、サイン又は印とする。

5 品質管理・出来形管理

(1) 土木工事の品質及び出来形については、各々が定める施工管理基準により実施し、資料を整備すること。

(2) 資料整備にあたっての留意事項

- ① 試験結果は表にまとめ、最高値・最低値・平均値を明示しておく。
- ② 工事中または工事完成時の抜石・注水・コア採取・密度試験等の位置は、監督員から書面により指示を受ける。なお、その位置を展開図に明示しておく。
- ③ 主要材料のうち、生コン・生アス・骨材等については、設計量＝（設計量×割増率）と実使用量とを対比する。
- ④ 品質管理の頻度は、施工管理基準の試験回数を標準に施工計画書に明示した回数及び場所を実施すること。
- ⑤ 管理図表を（品質・出来形）作成し、バラツキ等を確認すること。
(測定数が10点未満の場合は管理図の作成は不要)

6 出来形図

80%、100%出来形図について

- ・寸法はcm単位で記入する。
- ・設計寸法を（ ）書で並び又は上段に図示する。
- ・各種試験等の実施箇所を明示する。
- ・約80%の出来上がり時に、残り20%の出来形を予想した完成展開図で協議済のもの。（監督員は、これに基づき変更する）
- ・100%出来形図は、完成出来形展開図でしゅん工検査等に使用する。

[参考例]

現 場 休 業 届

平成 年 月 日

殿

請負者

下記のとおり現場を休業しますのでお届けします。

休 業 期 間

休業中の連絡先

①氏名	電話番号
②氏名	電話番号
③氏名	電話番号

工 事 箇 所

以上 休業中は、現場パトロールを実施します。